

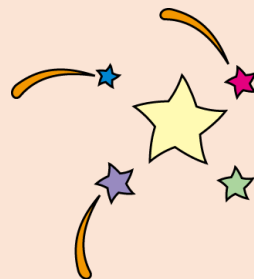
## ー小児がん治療と予防接種についてー

予防接種は、病原体の一部を人為的に体内に入れることで、血液細胞に免疫力を付与する医療技術ですが、白血病などの治療で造血幹細胞移植を受けると、体内にあった、予防接種によって免疫が付与された血液細胞はなくなります。

移植された造血幹細胞から新しい血液細胞が作られますが、この血液細胞は免疫力を持っていないので、予防接種で免疫力を付与しないと、感染のリスクが高い状態が続きます。そのため、造血幹細胞移植を受けた場合は、予防接種を打ち直すことが必要になります。

四種混合などの不活化ワクチンについては移植後6～12か月以降に、麻しん・風しんなどの弱毒生ワクチンについては移植後2年以降に開始することが推奨されており、再接種の計画については、担当医と相談して決めていくことになります。

また、造血幹細胞移植以外に、抗がん剤、臓器移植、免疫抑制薬などの治療を受けたときにも、予防接種により付与された免疫力が低下して、予防接種の打ち直しが必要になることがあります。



## ー定期予防接種再接種の制度ー

造血幹細胞移植や抗がん剤治療などを受けた結果、予防接種の再接種が必要になったときは、予防接種を任意で再接種することになりますが、その費用の助成を行っている自治体があります。自治体によって、20歳未満、18歳未満などの年齢制限があり、ワクチンの種類によっても年齢制限があります。助成の方法や金額も異なり、医療機関で支払いの必要がない方法や、いったん医療機関に支払いをして後日還付を受ける方法などがあります。

静岡県内でも一部の自治体で助成制度を行っています。お住まいの自治体の実施状況については、市町の母子保健担当課にお問い合わせいただくか、小児がん相談室にお尋ねください。

### 手続きの流れ

#### 1 医療機関で支払いの必要がない場合

- ① 予防接種を接種できるようになったら、市町の母子保健担当課にお問い合わせ、必要な書類をもらう。
- ② 定期外接種の理由書を医師に記載してもらう。
- ③ 母子保健担当課に理由書と母子健康手帳を持参して申請手続きをする。

④ 認定後、母子保健担当課から、医療機関に提出するための定期外予防接種依頼書、予診票、予防接種請求書が送られてくる。

⑤ 書類と母子健康手帳を持参して医療機関で再接種を受ける。

⑥ 医療機関から市町に費用が請求される。

⑦ 市町から医療機関に費用が支払われる。

#### 2 医療機関で一時払いをする場合

① 予防接種を接種できるようになったら、市町の母子保健担当課にお問い合わせ、必要な書類をもらう。

② 定期外接種の理由書を医師に記載してもらう。

③ 母子保健担当課に理由書と母子健康手帳を持参して申請手続きをする。

④ 認定後、母子保健担当課から、特別の理由による予防接種費補助認定通知書、予防接種費補助金交付申請書、予診票が送られてくる。

⑤ 予診票と母子健康手帳を持参して医療機関で再接種を受ける。費用を一旦支払い、領収書と予診票を受け取る。

⑥ 母子保健担当課に予防接種費補助金交付申請書、領収書、予診票や母子健康手帳の接種記録などの再接種した履歴がわかるものの写しを持参し、補助金交付申請をする。

⑦ 審査後、補助金が指定口座に振り込まれる。

## 一病気のために定期予防接種を受けられなかった場合

長期療養を必要とする病気にかかったなどの理由によって、定期予防接種の対象期間内に予防接種を受けることができなかった場合は、対象年齢を過ぎていても、予防接種を受けられるようになった日から 2 年間は、接種できなかった予防接種を定期接種として受けることができます。

※ワクチンの種類によって、年齢制限があります。

### 手続きの流れ

- ① 予防接種を接種できるようになったら、市町の母子保健担当課に問い合わせ、必要な書類をもらう。
- ② 定期予防接種の特例措置対象者該当理由書を医師に記載してもらう。
- ③ 母子保健担当課に理由書と母子健康手帳を持参して申請手続きをする。
- ④ 認定後、母子保健担当課から、医療機関に提出するための予防接種依頼書、予診票が送られてくる。
- ⑤ 書類と母子健康手帳を持参して医療機関で予防接種を受ける。自己負担はありません。

※各制度は母子保健担当課以外の部署が担当していることがあります。

※書類の名称は市町によって異なります。

地方独立行政法人静岡県立病院機構  
静岡県立こども病院  
〒420-8660  
静岡県静岡市葵区漆山 860 番地  
電話 054-247-6251（代表）

## 小児がん治療後の 予防接種について



静岡県立こども病院  
小児がん相談室